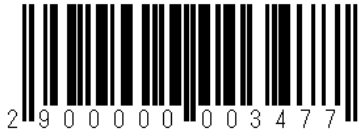


* 申請書記載例（施用者・管理者）



POSレジで申請手数料
(4,020円)を支払
い、納付済証を貼付して
ください。

(注1)
納付済証
貼付欄

(注2) 麻薬

施用、管理
小売業、研究

者免許申請書

(注3) 麻薬業務所	所在地	岡山市北区内山下◇-◇-◇		
	電話番号	(086)	123	- 4567
	名称	◎ ◎ 病院		
(注4) 麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	倉敷市羽島◆-◆-◆		
	及び名称	○ ○ 病院		
(注5) ※ 許可又は免許の番号	医・歯 獣・薬	第 654321 号	許可又は免許 の年月日	R3年 11月 11日
申請者（含む） の業務を行なう 法人にあっては 役員を	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。(注6)	なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。(注6)	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。(注6)	なし		
(注7) 備考	(1) 免許を受けようとする年 令和 7 年～ 令和 9 年 (2) 現免許証番号 第 190777 号 (3) 麻薬業務所における麻薬施用者の状況 主たる麻薬業務所において麻薬施用者2名以上 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 従たる麻薬業務所において麻薬施用者2名以上 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (4) 郡市地区医師会に所属している医師にあっては、所属医師会名 (岡山市)			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
(注8)	令和 6 年 10 月 15 日			
(注9)	住所	岡山市中区古京町×-×-×		
	氏名	△ △ 太郎		
岡山県知事 伊原木 隆太 殿				

複数の麻薬診療施設で麻薬を施用する場合は記入してください。

医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師の免許取得年月日を記入してください。

麻薬診療施設の所在地ではなく、申請者個人の住所を記入してください。

※ 麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者の免許申請にあっては、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許登録番号を、麻薬小売業者の免許申請にあっては、医薬品医療機器等法の規定に基づく薬局の許可番号を記載すること。

1 麻薬施用者（管理者）免許申請を必要とする者

次の各麻薬取扱者のうち、免許の有効期間満了日が令和6年12月31日の者で、令和7年1月1日付けで引き続き麻薬取扱者免許を必要とする者及び同日付けで新たに免許を受けようとする者は申請すること。

- 麻薬施用者 麻薬管理者

2 申請の手続き

(1) 申請書の提出

申請書用紙を各保健所等から受領のうえ、所轄保健所が指示する日に提出すること。

なお、団体(又は施設)ごとに提出する場合には、団体(施設)において名簿を作成し、申請書を名簿順に並び替えるのうえ、提出すること。

(2) 提出書類等（正副2通提出すること。）

ア 申請書

- 記載例及び下記注意事項を参考に記入すること。
- 正本に申請手数料として、4,020円を納入したことを示す納付済証（麻薬取扱者（麻薬卸売業者を除く）免許申請）を貼付すること。

イ 医師の診断書

- 申請者の「精神機能の障害」、「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したものであること。
- 診断書は、受診時に該当する診断項目がチェックされ、必要事項が全て記入されていることを必ず確認すること。
- 副本には写しで差し支えない。
- 今回の申請に当たり、同一人が麻薬管理者と麻薬施用者の免許を同時に申請しようとする場合、申請書正本に添付する診断書については、一方に原本が添付されていれば、他方の診断書は写しで差し支えない。

ウ（新たに旧姓併記を希望する場合）戸籍個人事項証明書等（提示）

戸籍抄本、戸籍謄本又は書換え済みの資格を証する書類(医師免許証、運転免許証等)又はその写しを提示すること。

エ（新たに麻薬施用者（管理者）免許を受けようとする場合）医師等の資格を証する書類の写し（提示）

3 記載上の注意事項

(注1)：麻薬取扱者の免許申請にあたっては、窓口におけるPOSレジで手数料を支払い、納付済証を貼付すること。

(注2)：申請しようとする免許の種類（「施用」・「管理」の別）を○で囲むこと。

(注3)：麻薬業務所（病院・診療所・動物病院等）の所在地、電話番号、名称を記入すること。

(注4)：麻薬施用者が従として診療に従事する業務所がある場合のみ、その施設の所在地及び名称を記入すること。

(注5)：医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師免許のうち該当する文字を○で囲み、免許登録番号を記入すること。

(注6)：当該事実がないときは、それぞれ各欄に「なし」と記入すること。

当該事実があるときは、

(1)欄には、その理由及び年月日を

(2)欄には、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を

(3)欄には、その違反の事実及び年月日を 記入すること。

(注7)：(1)欄には免許を受けようとする年を記入すること。

(2)欄には申請時に所有している免許証があれば、その免許証番号を記入すること。

(3)欄には申請者自身を含めて、麻薬施用者が2名以上に該当するか否かにより「有」又は「無」に○印を記入すること。

(4)欄には所属している郡市等医師会名を記入すること。

(注8)：申請年月日は実際に申請書を提出する年月日を記入すること。なお、麻薬取扱者免許証に旧姓の併記を新たに希望する場合、氏名の欄中、新姓の後に旧姓を括弧書きにて併記すること。

(注9)：住所は、麻薬業務所（病院、診療所、動物病院等）の所在地ではなく、免許申請者個人の現住所を記入すること。

* 申請書記載例 (小売業者)



POSレジで申請手数料
(4,020円)を支払
い、納付済証を貼付し
てください。

(注1)
納付済証
貼付欄

(注2) 麻薬 { 施用、管理、
小売業、研究 } 者免許申請書

(注3) 麻薬業務所	所在地	岡山市北区内山下◇-◇-◇		
	電話番号	(086)	123	- 4567
	名称	〇〇薬局岡山店		
(注4) 麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地及び名称			
(注5) ※ 許可又は免許の番号	医・歯 獣・薬	第 2543500 号	許可又は免許 の年月日	R3年1月1日
申請者 (含む。その業務を行なう役員を法人にあっては)	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。(注6)	なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。(注6)	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。(注6)	なし		
(注7) 備考	(1) 免許を受けようとする年 令和 7 年～ 令和 9 年 (2) 現免許証番号 第 210777 号 (3) 麻薬業務所における麻薬施用者の状況 主たる麻薬業務所において麻薬施用者2名以上 有・無 従たる麻薬業務所において麻薬施用者2名以上 有・無 (4) 郡市地区医師会に所属している医師にあっては、所属医師会名 ()			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
(注8) 令和6年10月15日				
(注9) 住所 岡山市中区古京町×-×-×				
氏名 株式会社〇〇薬局 代表取締役 〇〇 太郎				
岡山県知事 伊原木 隆太 殿				

薬局開設許可証の有効期間の開始年月日を記入してください。

※ 麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者の免許申請にあっては、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許登録番号を、麻薬小売業者の免許申請にあっては、医薬品医療機器等法の規定に基づく薬局の許可番号を記載すること。

1 麻薬小売業者免許申請を必要とする者

麻薬小売業者の免許を取得している者であって、免許の有効期間満了日が令和6年12月31日の者で、令和7年1月1日付けで引き続き麻薬小売業者免許を必要とする者及び同日付けで新たに免許を受けようとする者は申請すること。

2 申請の手続き

(1) 申請書の提出

申請書用紙を各保健所等から受領のうえ、所轄保健所が指示する日に提出すること。

(2) 提出書類等（正副2通提出すること。）

ア 申請書

- 記載例及び下記注意事項を参考に記入すること。
- 正本に申請手数料として、4,020円を納入したことを示す納付済証（麻薬取扱者（麻薬卸売業者を除く）免許申請）を貼付すること。

イ 医師の診断書

- 申請者の「精神機能の障害」、「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したものであること。
- 法人の場合は、代表取締役及び業務を行う役員全員のものを提出すること。
- 診断書は裏面に印刷してあるので、必要部数をコピーし使用すること。また、受診時に、該当する診断項目がチェックされ、必要事項が全て記載入されていることを必ず確認すること。
- 副本には写しで差し支えない。
- 今回の申請に当たり、同一人（同一法人）が複数の麻薬業務所の免許を申請する場合、申請書正本に添付する医師の診断書については、最初に提出する申請書に原本を添付すれば、以後提出する令和7年分麻薬免許申請書の添付書類については写しで差し支えない。ただし、この場合、原本を添付した申請書の申請年月日及び申請保健所名を、写しである添付書類の余白に記載しておくこと。

ウ（法人の場合）「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類（業務分掌表等）（提示）

エ（岡山市内・倉敷市内で新たに麻薬小売業者免許を受けようとする場合）薬局開設許可証の写し（提示）

3 記載上の注意事項

(注1)：麻薬小売業者の免許申請にあたっては、窓口におけるPOSレジで手数料を支払い、納付済証を貼付すること。

(注2)：申請しようとする免許の種類（「小売業」）を○で囲むこと。

(注3)：麻薬業務所（薬局）の所在地、電話番号、名称を記入すること。

(注4)：記入しないこと。

(注5)：現在受けている医薬品医療機器等法の規定に基づく薬局の許可番号及び許可証の有効期間の開始年月日を記入すること。

(注6)：当該事実がないときは、それぞれ各欄に「なし」と記入すること。なお、法人にあつては、法人及び業務を行う役員全員について記入すること。（例：「全員なし」）

当該事実があるときは、

(1) 欄には、その理由及び年月日を

(2) 欄には、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を

(3) 欄には、その違反の事実及び年月日を 記入すること。

(注7)：(1) 欄には免許を受けようとする年を記入すること。

(2) 欄には申請時に所有している免許証があれば、その免許証番号を記入すること。

(3) 欄は記入しないこと。

(4) 欄は記入しないこと。

(注8)：申請年月日は実際に申請書を提出する年月日を記入すること。

(注9)：個人が営業者の場合、開設者の現住所・氏名を記入すること。

法人が営業者の場合、主たる事務所の所在地・法人の名称並びに代表者の役職・氏名を記入すること。

* 申請書記載例（研究者）



POSレジで申請手数料
(4,020円)を支払
い、納付済証を貼付し
てください。

(注1)
納付済証
貼付欄

(注2) 麻薬 { 施用、管理
小売業、研究 } 者免許申請書

(注3) 麻薬業務所	所在地	岡山市北区内山下◇-◇-◇		
	電話番号	(086)	123	- 4567
	名称	◎◎大学○○研究科		
(注4) 麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	倉敷市羽島◆-◆-◆		
	及び名称	○○大学△△研究科		
(注5) ※ 許可又は免許の番号	医・歯 獣・薬	第 654321 号	許可又は免許 の年月日	R3年11月11日
申請者 (含む。その業務を行なう役員を 法人にあっては)	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。(注6)	なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。(注6)	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。(注6)	なし		
(注7) 備考	(1) 免許を受けようとする年 令和 7 年～ 令和 9 年 (2) 現免許証番号 第 230777 号 (3) 麻薬業務所における麻薬施用者の状況 主たる麻薬業務所において麻薬施用者2名以上 有 ・ 無 従たる麻薬業務所において麻薬施用者2名以上 有 ・ 無 (4) 郡市地区医師会に所属している医師にあっては、所属医師会名 ()			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
(注8)	令和6年10月15日			
(注9)	住所	岡山市中区古京町×-×-×		
	氏名	△△太郎		
岡山県知事 伊原木 隆太 殿				

複数の麻薬研究施設で麻薬を研究する場合は記入してください。

医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師の免許取得年月日を記入してください。

麻薬研究施設の所在地ではなく、申請者個人の住所を記入してください。

※ 麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者の免許申請にあっては、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許登録番号を、麻薬小売業者の免許申請にあっては、医薬品医療機器等法の規定に基づく薬局の許可番号を記載すること。

1 免許申請を必要とする者

麻薬研究者の免許を取得している者であって、免許の有効期間満了日が令和6年12月31日の者で、令和7年1月1日付けで引き続き麻薬研究者免許を必要とする者及び同日付けで新たに免許を受けようとする者は申請すること。

2 申請の手続き

(1) 申請書の提出

申請書用紙を各保健所等から受領のうえ、所轄保健所が指示する日に提出すること。

なお、団体（又は施設）ごとに提出する場合には、団体（施設）において名簿を作成し、申請書を名簿順に並び替えのうえ、提出すること。

(2) 提出書類等（正副2通提出すること。）

ア 申請書

- 記載例及び下記注意事項を参考に記入すること。
- 正本に申請手数料として、4,020円を納入したことを示す納付済証（麻薬取扱者（麻薬卸売業者を除く）免許申請）を貼付すること。

イ 医師の診断書

- 申請者の「精神機能の障害」、「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したものであること。
- 受診時に、該当する診断項目がチェックされ、必要事項が全て記入されていることを必ず確認すること。
- 副本には写しで差し支えない。

ウ 研究目的を簡明に記載した書類

エ（医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師でない場合）履歴書

オ その他必要と認める書類

- 麻薬研究施設設置者の同意書
- 麻薬を使用する研究施設の平面図及び麻薬保管場所に係る位置図

カ（新たに麻薬（研究）者免許を受けようとする場合）医師等の資格を証する書類の写し（提示）

3 記載上の注意事項

(注1)：麻薬研究者の免許申請にあたっては、窓口におけるPOSレジで手数料を支払い、納付済証を貼付すること。

(注2)：申請しようとする免許の種類（「研究」）を○で囲むこと。

(注3)：麻薬業務所（研究施設）の所在地、電話番号、名称を記入すること。

(注4)：麻薬研究者が従として研究に従事する業務所がある場合のみ、その施設の所在地及び名称を記入すること。

(注5)：医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師免許のうち該当する文字を○で囲み免許登録番号を記入すること。ただし、医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師でないときは、「なし」と記入すること。

(注6)：当該事実がないときは、それぞれ各欄に「なし」と記入すること。

当該事実があるときは、次のとおり記載すること。

(1) 欄には、その理由及び年月日

(2) 欄には、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日

(3) 欄には、その違反の事実及び年月日

(注7)：(1) 欄には免許を受けようとする年を記入すること。

(2) 欄には申請時に所有している免許証があれば、その免許証番号を記入すること。

(3) 欄は記入しないこと。

(4) 欄は記入しないこと。

(注8)：申請年月日は実際に申請書を提出する年月日を記入すること。

(注9)：研究者の現住所・氏名を記入すること。

* 申請書記載例（卸売業者）



POSレジで申請手数料
（14,980円）を支
払い、納付済証を貼付し
てください。

（注1）
納付済証
貼付欄

麻薬卸売業者免許申請書

(注2) 麻薬業務所	所在地	岡山市北区内山下◇-◇-◇		
	電話番号	(086)	123	- 4567
	名称	〇〇流通センター		
(注3) 麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地 及び 名称	/		
(注4) ※ 許可又は免許の番号		第 2543501 号	許可又は免許 の年月日	R3年1月1日
申請者 (含む。) その業務を行なう役員を （法人にあっては	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。(注5)	なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。(注5)	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。(注5)	なし		
(注6) 備考		(1) 免許を受けようとする年	令和 7 年	～ 令和 9 年
		(2) 現免許証番号	第 210777 号	
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
(注7) 令和6年10月15日				
(注8) 住所 岡山市中区古京町×-×-×				
氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇太郎				
岡山県知事 伊原木 隆太 殿				

医薬品販売業許可証の有効期間の
開始年月日を記入してください。

※ 麻薬卸売業者の免許申請にあっては、医薬品医療機器等法の規定に基づく医薬品の販売業の許可番号を記載すること。

1 免許申請を必要とする者

麻薬卸売業者の免許を取得している者であって、免許の有効期間満了日が令和6年12月31日の者で、令和7年1月1日付けで引き続き麻薬卸売業者免許を必要とする者及び同日付けで新たに免許を受けようとする者は申請すること。

2 申請の手続き

(1) 申請書の提出

申請書用紙を各保健所等から受領のうえ、所轄保健所が指示する日に提出すること。

(2) 提出書類等（正副2通提出すること。）

ア 申請書

- 記載例及び下記注意事項を参考に記入すること。
- 正本に申請手数料として、14,980円を納入したことを示す納付済証（麻薬卸売業者免許申請）を貼付すること。）

イ 医師の診断書

- 申請者の「精神機能の障害」、「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したものであること。
- 法人の場合は、代表取締役及び業務を行う役員全員のものを提出すること。
- 診断書は裏面に印刷してあるので、必要部数をコピーし使用すること。また、受診時に、該当する診断項目がチェックされ、必要事項が全て記入されていることを必ず確認すること。
- 今回の申請に当たり、同一人（同一法人）が複数の麻薬業務所の免許を申請する場合、申請書正本に添付する医師の診断書については、最初に提出する申請書に原本を添付すれば、以後提出する令和7年分麻薬免許申請書の添付書類については写しで差し支えない。
ただし、この場合、原本を添付した申請書の申請年月日及び申請保健所名を、写しである添付書類の余白に記載しておくこと。
- 副本には写しで差し支えない。

ウ（法人の場合）「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類（業務分掌表等）（提示）

エ 麻薬貯蔵設備の概要図（提示）

オ（岡山市内・倉敷市内で新たに麻薬卸売業者免許を受けようとする場合）

医薬品販売業許可証の写し（提示）

3 記載上の注意事項

(注1)：麻薬卸売業者の免許申請にあたっては、窓口におけるPOSレジで手数料を支払い、納付済証を貼付すること。

(注2)：麻薬業務所（営業所）の所在地、電話番号、名称を記入すること。

(注3)：記入しないこと。

(注4)：現在受けている医薬品医療機器等法の規定に基づく営業所の許可番号及び許可証の有効期間の開始年月日を記入すること。

(注5)：当該事実がないときは、それぞれ各欄に「なし」と記入すること。なお、法人にあつては、法人及び業務を行う役員全員について記入すること。（例：「全員なし」）

当該事実があるときは、

(1)欄には、その理由及び年月日を

(2)欄には、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を

(3)欄には、その違反の事実及び年月日を 記入すること。

(注6)：(1)欄には免許を受けようとする年を記入すること。

(2)欄には申請時に所有している免許証があれば、その免許証番号を記入すること。

(注7)：申請年月日は、実際に申請書を提出する年月日を記入すること。

(注8)：個人が営業者の場合、申請者の現住所・氏名を記入すること。

法人が営業者の場合、主たる事務所の所在地・法人の名称並びに代表者の役職・氏名を記入すること。